# インフォメーションセンター内紙媒体配架及びデジタルサイネージへの映像放映の運用規約

（目的）

第１条　本町４丁目に設置されているインフォメーションセンター（以下「センター」という。）におけるパンフレット・チラシ等（以下「紙媒体」という。）の配架及びデジタルサイネージへの映像放映（以下「配架及び放映」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

（配架及び放映を行うことができる規格と条件）

第２条　配架することができる紙媒体は、別表第１に定める規格及び条件とし、放映することができる映像は、別表第２に定める規格及び条件とする。

（配架及び放映を行うことができる内容）

第３条　配架及び放映を行うことができる内容は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

⑴　紙媒体であって以下のいずれかに該当するもの

ア　船橋市内の文化・スポーツ関連施設、宿泊施設、公園、景勝地等観光情報に関するもの

イ　船橋市が広く消費や普及を推奨している農水産品、工業製品、商品等に関するもの

ウ　船橋市が共催・後援・協賛しているもの、又は営利を目的とせず、広く一般の利益に供する等公共性及び公益性の高いものであって、船橋市の魅力を発信することを目的として実施される催事等を案内するもの

エ　船橋市内の飲食店、小売店、サービス業を営む相当数の店舗の位置を示すことを主たる目的として作成された地図を含むもの

オ　船橋市内の文化・スポーツ関連施設、宿泊施設、公園、景勝地等魅力的なスポットの位置を示すことを主たる目的として作成された地図を含むもの

⑵　映像であって以下のいずれかに該当するもの

ア　船橋市内の文化・スポーツ関連施設、宿泊施設、公園、景勝地等観光情報に関するもの

イ　船橋市が広く消費や普及を推奨している農水産品、工業製品、商品等に関するもの

ウ　船橋市が共催・後援・協賛しているもの、又は営利を目的とせず、広く一般の利益に供する等公共性及び公益性の高いものであって、船橋市の魅力を発信することを目的として実施される催事等を案内するもの

エ　船橋市内の店舗を紹介するもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当するものは配架及び放映を行うことができない。

⑴　法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの

⑵　次に掲げる業種を営むもの

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条に規定する事業を営むもの

イ　貸金業法第２条第１項に規定する貸金業のもの

ウ　商品先物取引に関するもの

⑶　次に掲げる権利・主義・主張に関するもの

ア　選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触するもの

イ　差別につながる民族・宗教・人種・性別・年齢等に関するもの

ウ　他人の名誉、社会的信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権、著作権その他の知的財産権、その他の権利を侵害するもの

エ　その他社会問題についての主義主張又は意見に関するもの

⑷　次に掲げる公衆に不快の念又は危害を与える恐れのあるもの

ア　たばこ、その他市民の健康上、好ましくないと思われるもの

イ　消費者被害の未然防止又は拡大防止の観点から適当でないもの

ウ　青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの

⑸　暴力団（船橋市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれがあるもの

⑹　その他不適当であると認められる内容、業種又は事業者のもの

（配架及び放映場所）

第４条　配架及び放映の場所は次のとおりとする。

⑴　配架　センター内カウンター

⑵　放映　センター内壁面の横型サイネージ及びセンター外壁面の縦型サイネージ

（申請）

第５条　センターへの配架又は放映を希望する者（以下「申請者」という。）のうち、紙媒体配架を希望する者は、紙媒体配架申請書（第１号様式）に当該配架を希望する紙媒体を添付して、デジタルサイネージへの映像放映を希望する者は、デジタルサイネージへの映像放映申請書（第２号様式）に放映を希望する映像、又は映像に係る企画書等放映内容の概要を明らかにする書類を添えて、それぞれ以下の各号に定める申請先に申請しなければならない。

⑴　紙媒体　船橋商工会議所会頭

⑵　映像　　㈱フューチャーリンクネットワーク代表取締役

（審査及びその結果の通知）
第６条　前条の規定により申請を受けた者は、申請された紙媒体又は映像が第３条の規定を満たすものであるか審査を行い、配架又は放映の可否及び開始日を決定するものとする。
２　前項の規定により配架又は放映の決定をした者は、申請者に対し紙媒体配架・デジタルサイネージへの映像放映決定通知書（第３号様式）により通知するものとする。
３　前項の規定による通知を行ったときは、その結果について通知をした日以降に開催される最初のインフォメーションセンター運営協議会（以下「協議会」という。）で報告しなければならない。

（手続きの省略について）
第７条　次にあげる機関または事業所は、第 5 条の申請手続きについて省略することができる。

⑴　行政機関
⑵　船橋商工会議所
⑶　一般社団法人船橋市観光協会
⑷　株式会社フューチャーリンクネットワーク
⑸　公共交通機関

２　前項に掲げた機関又は事業所のうち、センターへの配架又は放映を希望する者で、紙媒体配架を希望する者は、当該紙媒体を、デジタルサイネージへの映像放映を希望する者は、放映を希望する映像、又は映像に係る企画書等放映内容の概要を明らかにする書類を、それぞれ以下の各号に定めた者に提出しなければならない。
⑴　紙媒体　船橋商工会議所会頭
⑵　映像　　㈱フューチャーリンクネットワーク代表取締役

３　前項の規定により書類等の提出を受けた者は、提出された紙媒体又は映像が第３条の規定を満たすものであるか確認を行うものとする。

４　前項の規定による確認を行ったときは、その確認をした日以降に開催される最初の協議会で報告しなければならない。

（配架及び放映に関する責務）
第８条　配架した紙媒体又は放映した映像により生じた責任は、申請者が負うも

のとする。

（免責）

第９条　デジタルサイネージに不具合等が生じ、第６条第１項に基づき決定した映像放映ができなかった場合であっても、㈱フューチャーリンクネットワークは、その責めを負わない。

（補則）

第１０条　この規約に定めるもののほか、配架及び放映に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

附　則

１　この規約は、平成２９年９月２５日から施行する。
２　この規約は、平成３１年１月２８日から施行する。
３　この規約は、令和２年８月１７日から施行する。
４　この規約は、令和５年１月１６日から施行する。

別表第１（紙媒体の規格及び条件）

| | | |
|---|---|---|
| サ　イ　ズ | | Ａ４サイズ以下<br>Ａ４サイズを超えるものについては、折り畳みＡ４サイズ以下にできれば配架可能 |
| 枠　数 | | 1ポケット |
| 条件 | 配架料金 | 無料 |
| | 最低部数 | 100部<br>※追加は不可。現物がなくなり次第、配架終了。ただし、現物があり、ポケットに空きがあれば更新可能。 |
| | 配架期間 | １か月（催事については、その催事の最終日まで）<br>※場所に空きがあれば更新することができる。 |

別表第２（映像の規格及び条件）

<table>
<tr><td colspan="2">定　　　義</td><td>映像とは以下の総称とする<br>①放映時間内に展開のない画像<br>②放映時間内に展開のある画像<br>③動きのある画像</td></tr>
<tr><td colspan="2">放　映　時　間</td><td>15 秒/枠（20 分につき 1 回以上）<br>30 秒/枠（40 分につき 1 回以上）<br>60 秒/枠（80 分につき 1 回以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">仕　　　様</td><td>建物外（縦型デジタルサイネージ）縦 16：横 9　（必須）<br>建物内（横型デジタルサイネージ）横 16：縦 9　（必須）<br>定義①の場合　1,920×1,080 ピクセル以上（推奨）<br>定義②及び③の場合　1,920×1,080 フレーム以上（推奨）</td></tr>
<tr><td colspan="2">形　　　式</td><td>定義①の場合　jpg、png、gif<br>定義②及び③の場合　avi、mpg、wmv</td></tr>
<tr><td rowspan="3">条件</td><td>放映期間</td><td>３か月（催事については、その催事の最終日まで）<br>※枠に空きがあれば更新することができる。</td></tr>
<tr><td>放映料金</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>・第３条第１項第２号に規定する映像のうち、専ら利益を得ることを目的とするものにあっては、㈱フューチャーリンクネットワークが運営する「まいぷれ」の利用規約を遵守のうえ、「まいぷれ」にも掲載し、掲載料として初回 5,000 円～、放映開始月の翌月以降 1,000 円～/月をセンターの運営者である㈱フューチャーリンクネットワークへ支払う。<br>・映像の制作を㈱フューチャーリンクネットワークへ依頼する場合は、同社が別に定める費用が別途発生する。自主制作の映像にあっては、表内の仕様、形式によるものとする。</td></tr>
</table>

第１号様式

船橋商工会議所
会頭　篠田 好造 あて

申請日　　年　　月　　日

紙媒体配架申請書

申請者　住所又は所在地:
名称:
代表者役職:
代表者氏名:　　　　　　　　　　印
担当者氏名:
連絡先:

インフォメーションセンター内紙媒体配架及びデジタルサイネージへの映像放映の運用規約第５条に基づき、下記のとおりインフォメーションセンターにおける紙媒体配架を申請します。

記

１．配架希望期間

| | |
|---|---|
| 第１希望 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 第２希望 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |

２．紙媒体の種類・内容　等　※該当するものに〇

| | |
|---|---|
| 名　　称 | |
| 種　類　※ | パンフレット　・　チラシ |
| 内　容　※ | ア　船橋市内の文化・スポーツ関連施設、宿泊施設、公園、景勝地等観光情報に関するもの<br>イ　船橋市が広く消費や普及を推奨している農水産品、工業製品、商品等に関するもの<br>ウ　船橋市が共催・後援・協賛しているもの、又は営利を目的とせず、広く一般の利益に供する等公共性及び公益性の高いものであって、船橋市の魅力を発信することを目的として実施される催事等を案内するもの<br>エ　船橋市内の飲食店、小売店、サービス業を営む相当数の店舗の位置を示すことを主たる目的として作成された地図を含むもの<br>オ　船橋市内の文化・スポーツ関連施設、宿泊施設、公園、景勝地等魅力的なスポットの位置を示すことを主たる目的として作成された地図を含むもの |
| 部　　数 | |
| サ　イ　ズ | |

第２号様式

㈱フューチャーリンクネットワーク
　代表取締役　石井 丈晴　あて

申請日　　年　　月　　日

デジタルサイネージへの映像放映申請書

申請者　住所又は所在地:
名称:
代表者役職:
代表者氏名:　印
担当者氏名:
連絡先:

インフォメーションセンター内紙媒体配架及びデジタルサイネージへの映像放映の運用規約第５条に基づき、下記のとおりデジタルサイネージへの映像放映を申請します。

記

１．放映希望期間

| | |
|---|---|
| 第１希望 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 第２希望 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |

２．デジタルサイネージへの映像放映場所・内容　※該当するものに○

| | |
|---|---|
| 名　　称 | |
| 場　所　※ | 建物外（縦型）・　建物内（横型） |
| 放映時間※ | 15 秒／枠　　・30 秒／枠　　・60 秒／枠 |
| 内　容　※ | ア　船橋市内の文化・スポーツ関連施設、宿泊施設、公園、景勝地等観光情報に関するもの<br>イ　船橋市が広く消費や普及を推奨している農水産品、工業製品、商品等に関するもの<br>ウ　船橋市が共催・後援・協賛しているもの、又は営利を目的とせず、広く一般の利益に供する等公共性及び公益性の高いものであって、船橋市の魅力を発信することを目的として実施される催事等を案内するもの<br>エ　船橋市内の店舗を紹介するもの |

第３号様式

年　　月　　日

様

# 紙媒体配架・デジタルサイネージへの映像放映決定通知書

決定者

年　　月　　日付で申請のあった紙媒体配架・デジタルサイネージへの映像放映の申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１．許可期間　　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日
※配架の場所又は放映の時間に空いているところがある場合は､利用期間を更新することができます。

２．許可内容
⑴　紙媒体
名　　称
種　　類　　パンフレット　・　チラシ
部　　数　　　　　　　　部
サ イ ズ

⑵　デジタルサイネージへの映像
名　　称
場　　所　　建物外（縦型）・　建物内（横型）
種　　類　　静止画　　　・　動画
放映時間　　15 秒／枠　　・30 秒／枠　　・60 秒／枠

３．注意点
配架した紙媒体又は放映した映像により生じた責任は、申請者が負うものとします。また、デジタルサイネージに不具合等が生じ、決定した映像放映ができなかった場合であっても、㈱フューチャーリンクネットワークは、その責めを負いません。